

平成 22 年 5 月 28 日

各 位

会社名 東海物産株式会社
代表者名 代表取締役社長 大倉 偉作
(コード番号 8071 名証第二部)
問合せ先 常務取締役 笹川 剛
(TEL 052-261-3211)

取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる
新株予約権の内容改定に関するお知らせ

当社は、平成22年5月28日開催の取締役会において、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権につき、内容を改定することの承認を求める議案を、平成22年6月25日開催予定の当社第55期定時株主総会に付議することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

平成21年6月26日開催の当社第54期定時株主総会におきまして、新株予約権の総数の上限を22個、新株予約権の目的である株式の種類及び数の上限を当社普通株式22,000株とする旨のご承認をいただきました。

(1) 付議の理由

平成22年6月25日開催予定の当社第55期定時株主総会においての第2号議案の取締役1名選任の件が原案通り承認されますと、取締役9名となるため、承認を条件に割り当てる新株予約権の総数の上限を24個、新株予約権の目的となる株式の種類及び数を普通株式24,000株とする内容改定につき付議するものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まないものとします。

(2) 新株予約権の具体的な内容

当社取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は、以下の内容といたします。

① 新株予約権の総数

24個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権の数の上限とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式24,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から平成65年7月10日までとする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

- ア. 新株予約権者は、上記④の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- イ. 前記ア.にかかわらず、新株予約権者は平成64年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成64年7月11日から平成65年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。
- ウ. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- エ. その他の新株予約権の行使条件については、本定時株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

以上